

臨床調査個人票に係るQ&A

ver.1

告示番号	疾病名	内容	回答
6	パーキンソン病	B.検査所見の「1.脳CT又はMRIの特異的異常がない □該当 □非該当」の記載の考え方について	「1. 脳CT又はMRIの特異的異常がない」場合は該当、ある場合は非該当となる。また、下部の特異的異常については、特異的異常がみられた項目についてチェックを入れる。
78	下垂体前葉機能低下症	複数該当する場合は全ての臨床調査個人票を提出しなければならないか。	同一告示病名内の複数疾病に罹患していても、認定事務においては、臨個票はいずれかの1つのみの提出でかまわない。 どれを選択するかは医師の判断によるところと史料される。